

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林所有者が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、当町森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。

森林経営計画の作成に当たっては、次の事項について適切に計画するものとします。

- (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項
 - ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
 - イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
 - ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
 - エ IIIの森林の保護に関する事項
- (2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積
設定なし		

2 生活環境の整備に関する事項

生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置	規模	対函番号	備考
該当なし				

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

当町では森林組合が素材生産を行っており、今後は一般民有林からの間伐材が増加傾向のため、合理的な木材の生産、生産加工施設の整備により、林産・特用林産物の流通に努めることとします。

木材の流通に対する施策としては、間伐材を中心にその計画的実行を図り、間伐材の商品加工及び需要開発を検討し有効利用を目指します。現在製材として利用できない間伐材はオガコとして畜産農家の敷わらの代わりに使用することで、間伐材を有効的に利用しており「地材地消」の推進に取り組んでおります。

また、特用林産物のうち当町の特産品のひとつである乾しいたけについては、いずれも個人経営で小規模であり、漁家の遊休労務（昆布採取期間外）を活用して生産されていることから、生産量は減少傾向です。今後については、原木ほだ木の安定的供給、経営の共同合理化及び品質の向上を図り、農協と連携して販路の拡大に努め生産振興を図ることとします。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

林業総合センターが整備されたことで青少年の健全なレクリエーションの場、憩い及び学習の場となり、林業の活性化及び振興の持続に努めます。また、えりも岬の緑化事業の経緯が多くの観光客に周知されることで、森林への関心が深まるように努め、都市部との交流の促進を図ることとします。

また、百人浜オートキャンプ場周辺については、森林とのふれあいの場として整備されていることから、景観の維持と広葉樹の植栽を行い、景観を損なうことのないような施設の整備を検討することとします。

さらに、公共建築物等にコンクリート構造が多い中、高齢者福祉寮や職員住宅に地元間伐材を利用した建築物が設備されたことで、林業・木材産業等への活性化と地域住民への普及啓発により、林業及び森林整備の促進に関心が深まるよう努めます。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

当町は、砂漠化した森林を地域住民と関連行政が一体となり、復旧を継続するえりも岬緑化事業地を有する町です。

このことから、昭和58年「えりも岬の緑を守る会」を発足し、毎年、青少年や地域住民を対象に緑を育て緑の恵みに感謝する心をはぐくむため、森林体験活動（植樹や枝落としなど）を実施し、森林づくりへの直接参加を推進しており、これをより積極的に働きかけることとします。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

様々な体験活動を通じて森林と関わる形での森林利用への期待が高まっていることから、森林所有者等の理解と協力を得ながら、開かれた森林を確保しその整備を上下流連携により進めるとともに、森林環境教育や健康づくり等の森林利用を推進することとします。

(3) その他

森林の整備及び保全に対する理解のためには、学校教育の場において青少年の森林に対する興味や関心を深める必要があります。

このことから、関係機関等の協力を得て、森とふれあう機会や森づくりを体験できる場所を確保し、地域の小中学校の環境教育の場となるように推進することとします。

6 その他必要な事項

(1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。

その整備に当たっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図るものとします。

特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにしたうえで、その実施の確保を図るものとします。

なお、「要整備森林」は、地域森林計画において指定されます。

(2) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により立木の伐採及び植栽の方法等の施業について制限がある森林（以下、「制限林」という。）については、該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うこととします。

ア 保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の区域内の森林の施業は、森林法により定めた指定施業要件に基づき行うものとし、立木の伐採等を行う場合は許可又は届出が必要となります。

なお、指定施業要件は個々の保安林ごとに定められていますが、一般的な留意事項は次のとおりです。

(ア) 主伐の方法

a 伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとします。

b 伐採方法は、次の3区分とします。

(a) 伐採方法の指定無し（皆伐を含む。）

(b) 択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの。）

(c) 禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの。）

(イ) 伐採の限度

a 皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内とします。

b 一箇所当たりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められています。

(a) 水源かん養保安林（ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取り扱いをすることが適当と認められる森林に限る。）については、20haを超えない範囲内の面積とします。

(b) 土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、10ha以下とします。

(c) その他の保安林であって、当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものについては、20haを超えない範囲内の面積とします。

c 防風・防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させなければなりません。

d 択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとします。

e 初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率とします。

また、2回目以降の択伐率は、伐採をしようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採しようとする当該森林の材積で除して算出し、この率が10分の3を超えるときは10分の3（指定施業要件で定められた条件を満たす場合には10分の4）とします。

(ウ) 特例

a 伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができます。

b 伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあつては伐採指定なし、同じく禁伐と定められている森林にあつては択伐とします。

c 特例の有効期限は、当該特例の指定日から10年以内とされています。

- (エ) 間伐の方法及び限度
- a 間伐をすることのできる箇所は原則として、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とします。
 - b 間伐の限度は、当該森林の立木材積の100分の35を超えない範囲で指定施業要件に定められた率とします。
- (オ) 植栽の方法及び期間
- a 伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行わなければなりません。
 - b 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行わなければなりません。
- イ 自然公園特別地域内における森林
- 自然公園特別地域における森林の施業方法の決定は次表により行います。
- なお、立木の伐採等を行う場合は、国立公園及び国定公園にあっては、自然公園法の規定による許可が、道立自然公園にあっては、北海道立自然公園条例の規定による許可が必要です。

《特別地域内における制限》

区 分	制 限 内 容
特 別 保 護 地 区	特別保護地区内の森林は、禁伐とします。
第 1 種 特 別 地 域	(1) 第1種特別地域内の森林は、禁伐とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができます。 (2) 単木択伐法は次の規定により行います。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定します。 イ 択伐率は現在蓄積の10%以内とします。
第 2 種 特 別 地 域	(1) 第2種特別地域内の森林の立木の伐採は、択伐法によります。 ただし、風致の維持に支障のない限り皆伐法によることができるものとします。 (2) 道路などの公園事業に係る施設、集団施設地区の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとします。 (3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とします。 (4) 択伐率は、用材林においては蓄積の30%以内とし、薪炭材においては60%以内とします。 (5) 特に指定した風致木については、保育及び保護に努めることとします。 (6) 皆伐法による場合その伐区は、次のとおりとします。 ア 一伐区の面積は、2ha以内とします。 ただし、疎密度3より多くの保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができます。 イ 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。この場合においても、伐区は努めて分散しなければなりません。
第 3 種 特 別 地 域	(1) 第3種特別区域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限は受けないものとします。

ウ 砂防指定地内の森林

砂防指定地内の森林の施業は、砂防法第4条、砂防法施行条例第3条及び砂防法施行細則第2条の制限の範囲内で行うこととします。

立木の伐採に当たっては、治水砂防上影響を及ぼさないよう、原則、択伐とし、皆伐を行う場合は、面積が1ha未満となるよう留意するものとします。

エ 鳥獣保護区特別保護地区内の森林

鳥獣保護区特別保護地区内の森林の施業は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第7項の制限の範囲内で行うこととします。

立木の伐採に当たっての一般的な取扱いは次のとおりとします。

- (ア) 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては、伐採種は択伐とし、その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐とします。
その他の森林にあっては伐採種を定めないものとします。
- (イ) 地域森林計画の初年度以降5年間において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とします。

(ウ) 保護施設を受けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定物件の現状変更又はその保存に影響を及ぼさないよう、原則、禁伐とします。

オ 史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林

史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林の施業は、文化財保護法第125条及び北海道文化財保護条例第35条の制限によるものとし、当該指定物件の現状変更又はその保存に影響を及ぼさないよう、原則、禁伐とします。

カ その他の制限林

その他の制限林における森林の施業は、それぞれの法令等の制限の範囲内で行うものとします。

なお、その他の制限林における、法令等の制限は次表のとおりです。

《その他制限林における伐採方法》

その他制限林	施業方法の法令等の規定
急傾斜地崩壊危険区域内の森林	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条
北海道指定希少野性野生動植物種の生息地等保護区域内の森林	北海道生物の多様性の保全等に関する条例第65～67条

(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業者、北海道指導林家など地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう道の指導機関と連携した普及啓発を進めます。

